

裁判例から考える薬局薬剤師と医薬品に関わる家庭内危険の回避

○大橋 綾子¹, 鈴木 博子², 田口 智子³, 秋本 義雄⁴(¹健栄 コスモス薬局,²メディカルインキュベーションシステム,³昭和大医,⁴東邦大薬)

【はじめに】薬剤師法 22 条では調剤業務の一部を患者居宅等において行うことを可能としている。これは、薬剤師が在宅医療に積極的に参加することを求める規定ではあるが、薬局薬剤師がすぐにそれに応じることが困難な状況にある。

そこで、薬局窓口であっても薬剤師が薬剤に起因する家庭等での危険を防止し、医療の安全を確保するためには何が必要かをある裁判例を基に考察する。

【事件の概要】糖尿病で通院していた 88 歳の女性が、自室で昏倒し、障子戸のガラス部分に頭部を突っ込んで右総頸部静脈を切断して、失血のため死亡した。

遺族らは、医師に状況に配慮し具体的指導助言義務があったと訴えたが、裁判所は診療義務を尽くしているとして訴えを退けた。(判例時報 1329 号 162 頁)

【裁判所の指摘】1 医師の指導助言義務について：予見できる範囲の家庭内の医療上の危険については、指導助言の義務がある。

2 家庭での安全確保について：具体的に安全対策を講じるか否かは、原則として周囲の状況をよく知る家族等の守備範囲に属する。

【得られた教訓】具体的対策を講じるのは家庭等の責任であるが、医療提供側が予見した医療上の危険は、それを防止するための指導助言を行う義務がある。

【薬剤師への当てはめ】薬剤師の行う服薬指導は、患者からの情報、薬歴、薬剤の主作用、副作用、身体的不具合などを総合して判断する必要がある。これにより危険が予見できる場合は、個々の患者の生活環境等に合わせて助言することとなる。薬局窓口では、生活に根ざした患者情報の収集が可能であり、一見無駄と思える会話（雑談）から重要な情報が得られる場合も多く、家庭等で具体的対策を実施するためには、おせっかいと感じられるほどのアドバイスが必要であろう。